

淡路市立陶芸館

指定管理者募集要項

令和8年8月

淡路市教育委員会

淡路市立陶芸館の指定管理者の募集要項

淡路市教育委員会

(令和8年8月)

1	目的	1
2	対象施設の概要	1
3	対象施設の役割	2
4	年度別施設の利用状況及び収支	2
5	管理の基準等	3
6	指定管理者が行う業務の範囲	4
7	指定管理者が管理する期間	4
8	応募の方法	4
9	応募書類の著作権等	7
10	応募の資格等	7
11	事業収支に関する事項	9
12	審議会の設置	10
13	選定の方式	10
14	選定基準	10
15	審査結果の通知	11
16	協定の締結	11
17	協定の内容と責任分担	11
18	指定の取り消し	13
19	留意事項	13

淡路市立陶芸館の指定管理者の募集要項

淡路市教育委員会

1 目的

このたび、淡路市立陶芸館（以下「陶芸館」という。）及び淡路市立中浜稔猫美術館の管理について、同一の事業者による指定管理者制度を導入するに当たって、淡路市公の施設の管理者の指定手続等に関する条例（平成17年淡路市条例第19号）及び淡路市立陶芸館の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第243号。以下「陶芸館条例」という。）の趣旨に基づいて、住民サービスの向上、経費の削減及び業務の効率化を図ることができる団体を募集することとします。

2 対象施設の概要

（1）施設の名称及び所在地

ア 名称 淡路市立陶芸館

イ 所在地 淡路市浦668番地1

（2）建物概要

竣工時期	平成12年3月	
構造	RC造り 2階建て	
敷地面積	1, 154.00㎡	
建築面積	340.56㎡	
延床面積	1階	338.39㎡
	2階	189.00㎡
	計	527.39㎡
施設内容	1階 作業室	129.60㎡
	ホール及び風除室	61.91㎡
	釉掛室	37.62㎡
	かま場	25.92㎡
	梱包室	21.06㎡
	土練室	13.23㎡
	2階 展示室1	36.00㎡
	展示室2	48.60㎡

休憩コーナー

18.00㎡

3 対象施設の役割

陶芸館は、地域住民及び観光客が陶芸を体験することにより芸術文化への知識及び教養と心身の健全な発達を図り、東浦ターミナルパークの周辺施設と連携して、活気ある地域づくりを推進することを目指しています。

4 年度別の施設の利用状況及び収支

(1) 利用者の状況

(単位：人)

	入館者数
令和5年度	5,945
令和6年度	6,491
令和7年度	8,039

(2) 年度別の決算状況

(単位：円)

	令和5年度決算		令和6年度決算		令和7年度決算	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一般管理	体験料	人件費	体験料	人件費	体験料	人件費
	10,095,937	12,975,661	10,214,468	13,132,972	11,624,780	13,421,668
	陶磁器売上金	荷造運賃	陶磁器売上金	荷造運賃費	陶磁器売上金	荷造運賃
	487,122	1,192,770	357,963	1,215,380	261,790	1,337,440
	その他	光熱水費	その他	光熱水費	その他	光熱水費
	1,770,100	1,473,839	1,832,400	1,803,037	2,196,100	1,893,245
	指定管理費	修繕費	指定管理費	修繕費	指定管理費	修繕費
	7,842,590	126,720	7,842,590	64,100	7,842,590	3,850
		通信費		通信費		通信費
		168,815		138,928		135,865
		印刷製本費		印刷製本費		印刷製本費
		60,500		36,120		57,500

		広告料		広告料		広告料
		23,300		69,550		105,000
		保険料		保険料		保険料
		5,590		5,590		5,590
		委託料		委託料		委託料
		802,846		903,156		853,986
		消耗品費		消耗品費		消耗品費
		401,566		130,732		141,618
		原材料費		原材料費		原材料費
		1,776,235		1,562,689		1,801,846
		雑費		雑費		雑費
		392,907		115,724		110,023
		諸会費		諸会費		諸会費
		10,000		10,000		10,000
合計	20,195,749	19,410,749	20,247,421	19,187,978	21,925,260	19,877,631

5 管理の基準等

(1) 休館日及び開館時間

ア 休館日 毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日）、1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。

イ 開館時間 午前10時から午後6時まで

ウ 休館日及び開館時間の変更 設備の補修、点検若しくは整備又は天災その他やむを得ない理由があるときは、淡路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。また、指定管理者の事業の実施など、施設の有効活用を図るに当たり必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その休館日又は開館時間を変更することができます。

(2) 利用の許可

陶芸館条例及び淡路市立陶芸館管理規則（以下「条例等」という。）の規定に基づき、指定

管理者は、施設を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を行います。

（３） 許可の制限等

ア 利用者が、次に掲げる事項に該当するときは、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止すること等の制限をすることができます。

（ア）条例等に違反し、又はこれに基づく規定若しくは指示に従わないとき。

（イ） 利用の許可の条件に違反したとき。

（ウ） 危険な行為をするとき。

（エ） その他管理上必要があると認めるとき。

イ 次に掲げる事項に該当するときは、陶芸館への入室を拒否し、又は退室させることができます。

（ア） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（イ） 陶芸館の管理上支障があるとき。

６ 指定管理者が行う業務の範囲

（１） 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

（２） 施設を拠点とした芸術文化の向上の促進並びに地域の活性化に関する業務

（３） 施設の利用の許可に関する業務

（４） 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務

（５） 施設の利用を促進するために必要な業務

（６） 各種報告に関する業務

（７） （１）から（６）に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

７ 指定管理者が管理する期間（指定期間）

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間

８ 応募の方法

（１） 募集要項及び応募申請書等の配布期間

ア 配布期間 令和８年８月１７日（月）から同年９月４日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 配布時間 午前９時から午後５時まで

ウ 配布場所 〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課
TEL 0799-64-2520 (直通)
0799-64-0001 (代表)
FAX 0799-64-2566
電子メールアドレス awaji_shakai@city.awaji.lg.jp
ホームページURL <http://www.city.awaji.lg.jp/>

※ 申請書の様式は、淡路市ホームページからダウンロードをすることができます。

(2) 現場説明会の開催

ア 日時 令和8年8月27日(木) 午前11時から
イ 場所 淡路市立陶芸館
ウ 参加者 1団体2人以内とします。

なお、参加される場合は、8月25日(火)午後5時までに、現場説明会
参加申込書【様式第20号】を郵送、持参又はファクシミリで淡路市教育委員
会事務局教育部社会教育課へ提出してください。

(3) 募集要項及び現場説明等に対する質問の受付【様式第21号】

ア 質問できる者
現場説明会参加者に限ります。
イ 受付期間 令和8年8月31日(月) 午後5時まで
ウ 受付方法 質問書【様式第21号】を郵送、持参又はファクシミリで、淡路市教育委員
会事務局教育部社会教育課まで

※ 現場説明会参加者以外からの質問及び募集要項等に関する質問以外については、回答
しません。

(4) 募集要項及び現場説明等に対する質問の回答

ア 回答期日 令和8年9月3日(木)
イ 回答方法及び手段 全ての現地説明会参加者に郵送又はファクシミリで同一の回答を行
います。

(5) 応募書類の提出

ア 受付期間 令和8年9月7日(月)から同月18日(金)まで(休日を除く。)
イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 淡路市教育委員会事務局 教育部 社会教育課

エ 提出方法 受付期間内に下記(6)の提出書類を上記ウに定める場所に持参(郵送の場合は、期間内に必着のこと。)してください。電子メール、ファクシミリ等による提出及び提出期限を過ぎたものは受け付けしません。また、原則として、提出後の内容変更はすることができません。

オ 提出部数 正1部、副10部(副は複写可)

※ 必要な書類の全てがそろっていない場合は、受理することができないので、留意してください。

(6) 提出書類

提出書類は、全てA4サイズとします(様式ごとにインデックスを添付してください。)

ア 指定管理者指定申請書【様式第1号】

イ 団体の概要【様式第2号】

ウ グループ事業体構成員届出書【様式第3号】

※ グループ事業体とは、複数の団体により構成された事業体をいいます。以下同じです。

エ 施設の管理運営に関する基本的な考え方【様式第4号～6号】

オ 管理運営体制【様式第7号～10号】

カ 管理運営計画【様式第11号～13号】

キ 維持管理計画【様式第14号～16号】

ク その他【様式第17号】

※ 審査項目以外で特にPRできる事項

ケ 収支予算書総括表(5か年分)【様式第18号】

コ 収支予算書詳細(年度別)【様式第19号】

サ 定款、寄附行為又はこれに準ずる書類

シ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画又はこれに類する書類及び過去2年間の事業報告書

ス 法人の場合

(ア) 法人の登記事項証明書(その他の団体にあつては、これに準ずる書類)

(イ) 最近3年間の下記書類

a 法人税及び消費税(地方消費税を含む。)の納税証明書

b 貸借対照表及び損益計算書

ｃ 市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）

※ ただし、指定申請の日の属する年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とします。

セ 企業又は団体の概要（経歴、業務内容、役員名簿及び履歴書）が分かる書類。外部向けパンフレットでも可とします。

ソ グループ事業体による応募の場合は、全ての構成団体分も提出しなければならないこととします。

タ 欠格事項に該当しないことを証する宣誓書【様式第２２号】

９ 応募書類の著作権等

（１） 応募書類の著作権は、指定管理者の決定があるまでの間は、応募者に帰属するものとします。ただし、市は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合は応募書類の内容を無償で使用するものとします。

（２） 指定管理者に選定された応募書類の著作権は、市に帰属します。ただし、指定管理者に選定されなかった応募書類は、応募者に帰属するものとします。

（３） 応募書類は、いかなる理由を問わず、返却しないものとします。

１０ 応募の資格等

（１） 応募者の資格

ア 指定期間中において、安全かつ円滑に施設を管理運営可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）若しくはグループ事業体であつて、個人の応募はできないものとします。

イ グループ事業体で応募する場合は、必ず代表企業又は団体を定め、協定の締結に当たってはグループ事業体の構成員全てと行うものとします。協定締結後の管理等に係る協議は、代表企業又は団体と行いますが、協定に関する責任は、グループ事業体の構成員全てが負うものとします。

ウ 次に掲げる団体は、応募することができません。

（ア） 市議会議員が代表者その他の役員である団体

（イ） 市長又は副市長若しくは教育長が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

(ウ) 教育委員会の委員が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

(2) 欠格事項

法人等の団体及びその代表者が、次に掲げる者に該当しないこととします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含みます。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者

カ 市県民税、固定資産税、自動車税及び国民健康保険税などの地方税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税などの国税を滞納している者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

(3) 複数応募の禁止

ア 単独で応募した法人等は、グループ事業体による応募の構成員にはなれません。

イ 応募した複数のグループ事業体において、同時に構成員にはなれません。

(4) グループ事業体応募の構成員の変更

グループ事業体が発注する場合において、代表企業・団体及び構成員の変更は、原則として認めないものとします。ただし、構成員については、業務遂行上支障がないと教育委員会が判断した場合に限り、変更を認めることができます。この場合において、必要に応じて書類の再提出を求めるものとします。

(5) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

ア 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

- エ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- オ 指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えた提案額であった場合
- カ アからオまでに掲げるもののほか、不正行為があった場合

1 1 事業収支に関する事項

(1) 指定管理経費

ア 市は、当該施設の維持管理運営の要する経費から同施設運営収入を減じた額として提案された金額の範囲において、指定管理経費として支払います。

$$\text{指定管理経費（１）} = \text{維持管理運営経費（３）} - \text{施設運営収入（２）}$$

イ 指定管理経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。

なお、支払時期、金額、方法等については、協定書により定めるものとします。

ウ 指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとします。

令和 9 年度 8, 9 1 6, 0 0 0 円

令和 1 0 年度 9, 2 7 6, 0 0 0 円

令和 1 1 年度 9, 4 6 8, 0 0 0 円

令和 1 2 年度 9, 6 6 0, 0 0 0 円

令和 1 3 年度 9, 8 4 0, 0 0 0 円

(2) 施設運営収入

ア 条例等の別表に定める使用料の額の範囲において、市長の承認を得て、定める額の利用料金

※ なお、条例等の改正により別表に定める使用料の額が変更する場合がありますので、御注意ください。

イ 陶磁器等の販売による売上金

(3) 維持管理運営経費

指定管理者が行わなければならない維持管理運営業務に係る人件費、消耗品費、一定の施設修繕費、光熱水費、保険料、備品購入費、設備の保守点検などを外部委託した場合の委託費及びその他維持管理運営に係る全ての経費等が含まれているものとします。

※ 指定管理経費（１）は、応募者が提案した額を採用することとし、指定管理経費が提案した額より上回る場合が生じたとしても、市はその経費の補填をしないこととします。

＜指定管理者の収入と支出＞

収入	(1) 指定管理経費	・市からの指定管理経費
	(2) 施設運営収入	・利用料金収入 ・陶磁器等の売上金
支出	(3) 維持管理運営経費	・人件費 ・消耗品費 ・修繕費 ・備品購入費 ・光熱水費 ・役務費（保険料・通信運搬費等） ・委託料（警備業務や清掃業務を外部委託した場合） ・各種使用料 ・一般管理費 ・その他経費等

1 2 審議会の設置

淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、淡路市教育委員会指定管理者候補者選定・評価審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

1 3 選定の方式

審議会において選定基準に基づき審査を行い、候補者を選定するものとします。

なお、必要に応じて、審査に当たってヒヤリング等を行います。

1 4 選定基準

淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する選定基準を基本として、審査し選定するものとします。ただし、選定の結果、適格団体がない場合もあります。

[個別審査項目]

審査の基準	個別審査項目
施設の運営が利用者の平等利用及びサービスの向上を確保することができるもの	・利用者に対する理念及び基本方針 ・公の施設の公共性及び公平性の考え方 ・個人情報保護・情報公開の推進

であること。	・社会的弱者への配慮 ・利用者意思の反映 ・利用者の利便性の向上
施設の効用が最大限に発揮できるとともに、効果的かつ効率的な管理が図れるものであること。	・管理運営計画 ・経費縮減の考え方及び妥当性 ・自主事業計画及び収支計画 ・広報・利用促進計画及び収支計画 ・休館日、開館時間等の考え方 ・この事業を向上させる計画
施設を適正に管理するに当たり、十分な能力を有するものであること。	・施設管理運営の基本的な考え方 ・団体の構成及び経営状況 ・人員配置及び職員研修 ・地域貢献に対する考え方 ・地域雇用の創出（市内雇用） ・施設の維持管理計画 ・感染症（新型コロナウイルス等）拡大防止対策 ・安全対策、緊急時対策及びトラブル対応 ・賠償能力（賠償等の対応手段） ・環境（ISO14001等）への配慮 ・総合性（企画熱意、意欲等）

15 審査結果の通知

- （１） 審査結果は、令和８年１０月下旬に全ての応募者に対して通知します。
- （２） 審査結果についての異議申立ては、することはできません。

16 協定の締結

審議会の結果を基に、市は指定管理者（候補者）と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結するものとし、その後、地方自治法の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に係る議案を議会に提案し、議会の議決を経た後に教育委員会が指定管理者として指定し、本協定を締結するものとします。

17 協定の内容と責任分担

(1) 協定の内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき指定管理経費に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ク アからキまでに掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために教育委員会が必要と認める事項

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担の基本的な考えは、次の表のとおりとします。

項 目	内 容	指定管理者	淡路市
法令等の変更	施設に直接関係する法令等の変更		○
広報	施設の事業等の広報	○ 市広報以外	
物品管理	施設備品及び物品の管理	○	
不可抗力	天災・暴動等による履行不能		○
苦情対応	不適切な管理運営による苦情等	○	
施設の整備・修繕	1件20万円未満の修繕	○	
災害復旧	施設の本格的復旧		○
施設の利用不能等による 利用料金収入の減収	指定管理者の責めに帰すべき理由による場合	○	
	上記以外（ただし、管理経費を減額する場合がある。）		○
減免による利用料金収入 の減少	条例等による減免対象者が拡大された場合		○
	上記以外	○	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大	○	

	市側の要因による運営費用の増大		○
包括的管理責任	管理上の瑕疵を除く。		○
事故対応	管理運営による事故	○	

※ 市が想定する責任分担は、上記のとおりです。指定管理者は、管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、リスクに応じた賠償保険等に参加する必要があります。

18 指定の取り消し

淡路市及び淡路市教育委員会は、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年淡路市条例第19号）第9条の規定により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の途中であっても、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

19 留意事項

- （1） 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者が負担するものとします。
- （2） 原則として、提出された書類の内容を変更することはできません。
- （3） 市及び教育委員会が主催、共催、後援その他の形態でこの施設を利用する場合は、協力しなければなりません。
- （4） 指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者において、その損害を賠償しなければなりません。
- （5） 審議会の委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触をしてはいけません。
- （6） 包括的な業務の再委託は、認めません。ただし、個別の業務については、市と事前に協議し認められたものは、再委託できるものとします。
- （7） 応募書類は、淡路市情報公開条例に基づく公開請求の対象となる公文書となります。また、審査内容の概要についても、同様とします。
- （8） 管理業務の実施に当たっては、市の環境施策を尊重し、省エネルギー、リサイクルなど環境への負荷の低減に努めなければなりません。
- （9） 指定管理者は、令和9年4月1日から現在の利用者に対し混乱を招くことなく施設の管理運営を実施することとします。
- （10） お問い合わせ先

〒 6 5 6 - 2 2 9 2

兵庫県淡路市生穂新島 8 番地

淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課

電 話 0 7 9 9 - 6 4 - 2 5 2 0 (直通)

F A X 0 7 9 9 - 6 4 - 2 5 6 6